

## 飯田市農業振興センター規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、飯田市農業振興センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を飯田市鼎東鼎281に置く。

(目的)

第3条 センターは、飯田市、飯田市の区域における農業の振興を目的とする農業団体その他の機関が協働して農業の振興を推進し特色ある地域農業の確立、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条第1項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) いいだ未来デザイン2028戦略計画及び飯田市農業振興ビジョンに沿った施策の推進
- (2) 農家・農業に関する相談・支援
- (3) 集落・地区の農業・農村づくりへの支援
- (4) 農業団体等の活動への支援
- (5) 農業振興に係る情報の収集・共有・発信
- (6) 担い手の誘致・育成・支援
- (7) 農地有効利用、耕作放棄地再生利用、経営体育成支援、その他の目的を実現するのに必要な事業

### 第2章 会員等

(構成団体)

第5条 センターは、次の団体等をもって組織する。

飯田市、飯田市農業委員会、南信州農業農村支援センター、みなみ信州農業協同組合、下伊那園芸農業協同組合、南信酪農業協同組合、龍峡酪農業協同組合、小渋川土地改良区、竜西土地改良区、地区農業振興会議、特定非営利活動法人みどりの風

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なくセンターにその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び職務)

第7条 センターに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- 2 役員は次に掲げる職にある者があたる。
  - (1) 会長 飯田市長の職にある者
  - (2) 副会長 みなみ信州農業協同組合代表理事組合長及び飯田市農業委員会会長の職にある者
  - (3) 監事 下伊那園芸農業協同組合代表理事及び飯田市農業委員会会長職務代理の職にある者
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ定められた者がその職務を代理する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) センターの事務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを本部会議に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、本部会議を招集すること。(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 センターは、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本部会議の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、センターは、その本部会議の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、本部会議の議決を経て、会長が別に定める。

#### 第4章 本部会議

(本部会議)

第12条 センターの意思決定機関として本部会議を置く。

- 2 本部会議は、次に掲げる者（以下「理事」という。）をもって構成する。

- (1) 飯田市長の職にある者
  - (2) 飯田市農業委員会会長の職にある者
  - (3) 南信州農業農村支援センター所長の職にある者
  - (4) みなみ信州農業協同組合代表理事組合長の職にある者
  - (5) 下伊那園芸農業協同組合代表理事の職にある者
  - (6) 南信酪農業協同組合理事で飯田地域の代表職である者
  - (7) 龍峡酪農業協同組合理事で飯田地域の代表職である者
  - (8) 小渋川土地改良区の代表職である者
  - (9) 竜西土地改良区の代表職である者
  - (10) 地区（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年9月21日飯田市 条例第42号）第3条に規定する各地域自治区の区域。ただし、飯田地区は橋北地域自治区、橋南地域自治区、羽場地域自治区、丸山地域自治区及び東野地域自治区の5地域の区域。）農業振興会議会長の職にある者
  - (11) 特定非営利活動法人みどりの風理事長の職にある者
- 3 本部会議は通常本部会議と臨時本部会議とし、通常本部会議は毎年1回開催する。
- 4 臨時本部会議は次に掲げる場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (3) 第7条第4項第3号の規定により監事が召集したとき。
- （本部会議の議決方法等）
- 第13条 本部会議は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 本部会議の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 3 議長は、会員として本部会議の議決に加わることができない。
- （本部会議の議決事項）
- 第14条 本部会議は、次の事項を議決する。
- (1) 規約の制定及び改正案に関すること。
  - (2) 第7条第3項に規定する役員を選任に関すること。
  - (3) 事業計画及び予算に関すること。
  - (4) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (5) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
  - (6) 会員の除名及び役員解任に関すること。
  - (7) センターの解散に関すること。
  - (8) その他重要な事項に関すること。
- （特別議決事項）

第15条 センターの解散は、本部会議において、理事の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により本部会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、本部会議の開催の日の前日までにセンターに到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をセンターに提出しなければならない。

4 第13条1項及び第2項の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、本部会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 本部会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 本部会議に出席した者の数、前条第4項により当該本部会に出席したとみなされる者の数

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該本部会議に出席した理事のうちからその本部会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 執行機関

(企画委員会)

第18条 センターに企画委員会を置く。

2 企画委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(1) 飯田市産業経済部長の職にある者

(2) みなみ信州農業協同組合営農部長の職にある者

(3) 特定非営利活動法人みどりの風理事長の職にある者

(4) 飯田市農地利用最適化推進委員長の職にある者

(5) 下伊那園芸農業協同組合理部長の職にある者

(6) 南信州農業農村支援センター技術経営普及課長の職にある者

3 企画委員会は次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 規約及び諸規定の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画案、予算案の作成に関すること。

(3) 事業の進行管理(4半期に1回)に関すること。

- (4) センターを運営し、本部会議の議決した事項を執行すること。
- 4 企画委員会に次の各号に定める役員を置き、定数は当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
- 5 役員は次の各号に定める者があたる。
  - (1) 委員長 飯田市産業経済部長の職にある者
  - (2) 副委員長 南信州農業協同組合営農部長及びNPO法人みどりの風理事長の職にある者
- 6 企画委員会は、必要に応じて委員長が招集して開催する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ定められた者がその職務を代理する。  
(共同事務局会議)

第19条 センターの運営、事業推進のため、共同事務局会議を置く。

- 2 共同事務局会議は、次に掲げる者を持って構成する。
  - (1) 飯田市農業委員会事務局長の職にある者
  - (2) 飯田市産業経済部農業課長の職にある者
  - (3) 飯田市農業振興センター副事務局長（みなみ信州農業協同組合からの派遣）の職にある者
  - (4) みなみ信州農業協同組合営農部営農企画課長の職にある者
  - (5) 下伊那園芸農業協同組合課長の職にある者
  - (6) みなみ信州農業協同組合支所営農課長の代表の者（飯田市の行政区域内に設置され支所の営農課長に限る。）
  - (7) 南信州農業農村支援センター技術経営普及課地域第2係長の職にある者
  - (8) 飯田市産業経済部農業課農村振興係長の職にある者
  - (9) 飯田市産業経済部農業課生産振興係長の職にある者
  - (10) 飯田市産業経済部農業課農業振興センター係長の職にある者
  - (11) その他必要な機関
- 3 共同事務局会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。
  - (1) 企画委員会の運営に関すること。
  - (2) 提案・要望等についての情報収集に関すること。
  - (3) 検討が必要な案件について、構成団体、その他の関係機関の中から検討上必要となる者の人選・招集に関すること。
  - (4) 事業化に向けた企画・立案に関すること。
  - (5) プロジェクトの立ち上げに関すること。
  - (6) 検討案件・プロジェクトの進行管理に関すること。
  - (7) 月1回程度の会議の開催に関すること。

(事務局)

第20条 本部会議、企画委員会及び共同事務局会議の運営及びセンターの事務を処理するため、事務局を設置し、次の各号に定める職を置き、定数は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 副事務局長 若干名
- (3) 事務局主任 若干名
- (4) 事務局書記 1名
- (5) 地域マネージャー 若干名

2 事務局は、飯田市産業経済部農業課及び農業委員会事務局並びにみなみ信州農業協同組合の各担当者をもって構成し、事務局長は、飯田市産業経済部農業課長があたる。

3 地区農業振興会議の事務局は、飯田市産業経済部農業課及び飯田市農業委員会事務局並びに飯田市の行政区を管轄するみなみ信州農業協同組合各支所及び事業所の各担当者をもって構成する。

(アドバイザー)

第21条 企画委員会にアドバイザーを設置することができる。

2 アドバイザーは、飯田市の農業振興の推進に必要な知識及び経験を有していると認められる者の中から、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、会長の命を受け次の各号の業務を行う。

- (1) 研修会等の企画及び地域リーダー等の育成支援
- (2) 地域における農業活性化の方策等の調査、研究及び提案

4 アドバイザーの定数は、5人以内とする。

5 アドバイザーの任期は、1年とし、再任を妨げない。

(業務の執行)

第22条 センターの業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿)

第23条 センターは、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) センター規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第6章 会計

(会計年度)

第24条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 センターの経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 下伊那園芸農業協同組合、みなみ信州農業協同組合及び飯田市からの負担金

(2) その他の収入

(経費の取り扱い)

第26条 センターの経費の取扱方法は、飯田市財務規則（昭和56年飯田市規則第7号）及び飯田市農業振興センター会計処理規程その他の規定による。

(監査等)

第27条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、本部会議の開催前に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときには、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を本部会議に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号の書類及び前項の監査報告書について、本部会議の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかねばならない。

## 第7章 雑則

(補則)

第28条 センターの事務の運営上必要な細則は、企画委員会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約の改正は、平成30年6月7日から施行する。

(飯田市農業振興センター運営要領の廃止)

2 飯田市農業振興センター運営要領は、廃止する。

附 則

この規約は、平成12年7月28日から施行する。

平成15年5月29日改正

平成17年5月10日改正

平成20年5月15日改正

平成21年5月26日改正

平成21年9月16日改正

平成22年5月25日改正

平成23年5月23日改正

平成24年5月25日改正

平成25年5月17日改正

平成27年5月26日改正

平成28年5月20日改正

平成29年5月23日改正

平成30年6月7日改正

令和2年5月12日改正